震災の記憶 10

日本人の心遣いに感動

ピーター・ギラン 氏
（いわき市教育委員会外国語指導助手／平谷川瀬）

ピーター・ギランさん

地震のときは、勤務先の平第三中学校職員室で仕事をしていました。その日はいわき市の外国語指導助手16人について、安否確認をしました。

オーストラリア政府から半径80km（50マイル）圏内から避難するように指示がありましたが、私は独身で、車もあり、何よりも元気です。これまでいろいろサポートしてもらったから、この機会にボランティアをしたいと考えました。

3月12～16日は、テレビで情報を得ながら、自分たちでどのようなことができるか、話し合い、役割分担を決めました。

その間、水がなくても仲間が分担してトイレの水を川から汲んできて、飲み水は給水車から運んできて、絆が以前より強くなったのを実感しました。

ボランティアとしては物資運びや炊き出しをしました。仲間と江名と永崎、四倉にも行きました。家の片づけなどのボランティアをしていたとき、地区の人たちがコーヒーやお菓子を出してくれました、みんな被災しているのに。困っていても笑顔を忘れないし、辛抱強い、コーヒーを出してくれる必要がないのに出してくれるなんて、その気持ちや気配りに感動しました。

それから、震災に際してオーストラリアとの違いは、日本人はスーパーなどで200～300人がきちんと並んで待っていることですね。建物や道路の復旧が早いのにもびっくりしました。チャリティにも関心が高いですね。

（平成24年２月取材）

⑤　地区災害ボランティアセンターの活動

小名浜地区災害ボランティアセンターは、４月19日（～７月18日）、NPO法人ザ・ピープルが中心となって設立された。勿来地区災害ボランティアセンターは、４月９日、NPO法人勿来まちづくりサポートセンターが中心となって設立（～５月20日）された。

活動内容は〔1〕津波被災地における倒壊家屋の片付けや家財の整理、掃除の手伝い〔2〕側溝からの津波土砂の除去〔3〕支援物資の受け入れと配布〔4〕避難所からの引越し手伝い――などであった。（写真4-30）

写真4-30　勿来地区災害ボランティアセンターの活動
農地のガレキ撤去も行われた。
〔５月２日　山口県宇部市提供〕

また、多くのボランティアの受け入れ窓口となり、ボランティアと被災者との調整役として、支援体制の円滑化を図った。

震災の記憶 11

ニーズに応じ、ボランティアは災害支援から復興支援へ

吉田恵美子 氏
（小名浜地区災害ボランティアセンター長
⇒小名浜地区復興支援ボランティアセンター長／小名浜）

吉田恵美子さん

地震のときは、「NPO法人ザ・ピープル」の定例ミーティングが終了した直後でした。緊急地震速報が鳴って、建物から外の駐車場に出たとき、誰かが大津波警報、と叫びました。自宅に帰ろうとしたのですが、渋滞が激しく、なかなか被災した家にたどり着けませんでした。

自分の家はともかく、何かしなくてはと思い立ち、心当たりに声をかけたところ、３月16日に保健福祉センター職員の電話があって、避難所への物資輸送に携わりました。マイクロバスを調達して物資輸送のほかに赤ちゃんの一時避難などを行ったのですが、そのうち、被災した住宅の片付けができないという声があがり、単独では動きづらいので社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを立ち上げました。

しかしノウハウがなく、最初は大変でした。たとえば、必要とするモノはたえず変わり、その都度細かく対応する必要がありました。側溝の泥上げ、ガレキ処理には多くの若いボランティアが何度も来てくれて助かりました。人材育成にもなったと思っています。

そのうち避難所の人たちが自宅に戻るようになると、それからの支援が必要となることから、名前を復興支援ボランティアセンターに切り替えました。双葉８町村の人たちを含め地区の人たちに、心の支えとして交流サロンを設けるなどの活動をしています。少なくとも一時提供住宅が解消されるまで続けたいと思っています。（写真4-32）

復興支援ボランティアセンターの認知度はまだ低いのですが、心のつながりを大切にするイベントなどを開くと、「この次は、いつやるの？」など訊かれ、この組織が期待されているのを実感し、とても励みになります。もっと多くの人に参加してほしいと思います。

（平成24年２月取材）

写真4-32　ボランティアセンター内に設けられた「交流サロン」
〔平成24(2012)年４月17日　いわき市撮影〕

⑥ 女性団体などのボランティア活動

東日本大震災の発生で不自由な生活を強いられた避難所の避難者や災害弱者などについては、きめ細やかな対応が必要となった。

これらの人たちを支援しようと、いわき市地域婦人会連絡協議会やいわき地区商工会女性部連絡協議会、いわき商工会議所女性会、いわき市健康推進員協議会、いわきふれあいサポートなどの団体が、積極的に炊き出し、心のケア、居場所づくりなど、女性ならではの特性を活かしたボランティア活動を展開した。（写真4-33）

写真4-33　3.11トークカフェ（女性団体などの災害支援活動）報告会
〔平成24(2012)年５月　いわき市撮影〕

このほかにも、日ごろの市民活動の延長として、地区住民や市外のボランティア団体と連携し、支援物資の配布や災害ごみの仕分け・運搬などの活動に尽力するボランティアも多くを数えた。

(2) 復興支援ボランティアの活動や生活支援事業の展開

① 災害救援から復興支援へ

震災から半年ほどが経過し、被災者が避難所を出て一時提供住宅へ入居、あるいは避難先から自宅に戻るようになると、被災者のニーズはこれまでの「災害救援」から「生活支援」や「コミュニティーづくり」などへ変化していった。

このため、「市災害救援ボランティアセンター」および「小名浜地区災害ボランティアセンター」は、８月８日に、それぞれ「市復興支援ボランティアセンター」、「小名浜地区復興支援ボランティアセンター」へ名称・機能を変更。また、これに先立ち６月６日には「勿来地区災害ボランティアセンター」が、「なこそ復興プロジェクト」へ名称・機能を変更した。

それぞれの組織では、いわき市全体や地区における被災者の個別ニーズを把握したうえで、生活復興に向けた支援や、交流サロン・茶話会などの開催による地域の交流の場づくり、生活支援相談員による定期的な見守り訪問などを中心とした取り組みを進めている。

市社会福祉協議会、地区復興支援ボランティアセンター、いわき市、NPO法人いわきNPOセンター、NPO法人シャプラニールなどによる「いわき市内災害ボランティアセンター連絡会議」は、８月11日からは実態に合わせて「いわき市復興支援ボランティアセンター連絡会議」と改称して開催。

会議では、ボランティアの内容が交流や見守りなどへ移行していることを踏まえ、生活支援相談員の立場と役割の認識、イベント・サロンの持ち方や他NPO、民間企業との連携、生活支援に関する業務分担の確立、また、双葉郡内町村の仮設住宅も多く建てられている実情を念頭に、これら町村とどのように連携していくか、などがテーマとなった。（写真4-34）

写真4-34　ボランティアに関する機関・団体が参加し「いわき市復興支援ボランティアセンター連絡会議」を開催〔市社会福祉協議会提供〕

これまでのボランティア登録者数は平成25(2013)年１月31日現在で、５万4,137人（活動者数延べ５万5,802人）を数えた。

また、市社会福祉協議会では被災者の生活支援に向け、応急仮設住宅などにおける見守り、相談、情報提供、交流の場づくりなどを行う「生活支援相談員」を、平成23(2011)年７月に６人（→25人）配置するとともに、避難生活で閉じこもりがちな住民が運動や会食、健康相談を通じて潤いのある時間を過ごせるよう、平成24(2012)年２月から「津波被災地域高齢者の交流と健康づくり事業」（いきいき交流サロン）を実施している。

② 今後の組織連携やボランティアなどによる被災者生活支援

今後は復興へ向け、〔1〕コミュニティーの再構築　〔2〕自立に向けての支援　〔3〕ボランティアなど外部支援者と長期的な支援を視野に入れた関係づくり　〔4〕避難元の行政や関係機関との連携――など、これまで以上に行政区長や民生児童委員などとの人的な連携、行政やNPO、関係機関・団体との組織的な連携が必要になってくるものと考えられる。

4　モノ不足の解消へ向けて

(1) ガソリン不足の背景と供給復活への道のり

① 災害と石油（ガソリン）の法的な関係

「災害対策基本法」第36条第１項及び同37条第１項には、国の指定行政機関などは防災業務計画を策定することが義務づけられている。所管する所掌事務に関し、防災に関し取るべき措置を盛り込むことを規定しているもので、いわき市で言えば「いわき市地域防災計画」に当たる。

基本法にある指定行政機関の一つである経済産業省の「経済産業省防災業務計画」をみると、「電気、ガス等ライフラインの機能の確保等」として電気、ガス、熱供給、工業用水道が位置づけられている。石油に関しては、「危険物等における災害予防対策」のなかで石油コンビナート施設等の危険物施設に対する災害予防対策として位置づけられているだけで、ガソリンの安定供給に関しては、「災害対策基本法」の範疇には存在していない。

ガソリンに関して規定されているのは、昭和50(1975)年に公布された「石油の備蓄の確保等に関する法律」（以下、「石油備蓄法」）である。石油を産出できない日本は中東諸国からの輸入に頼っているが、戦争などで輸入できなくなった経験を踏まえ、有事に備えた石油の備蓄に関して法制化したもので、最初は民間の石油精製業者を対象に、後に国家備蓄に関しても法制化した。しかし、あくまでも政治不安定な諸外国の動向を見据えたもので、大災害という国内の有事を想定したものではなかった。（写真4-35）

写真4-35　小名浜石油㈱のガソリンタンク
〔いわき市撮影〕

② ガソリン供給の不足を招いた石油関連施設の被災

大地震によって、東日本は未曾有の被害に遭ったが、それは石油製油所（原油を精製して燃料油、石油化学製品などを製造する施設）、油槽所（石油製品を一時的に貯蔵し、タンクローリーに積み込む設備を持つ施設。別称、オイルターミナル）、給油所、タンクローリーなどの石油関連施設・車両においても例外ではなかった。

全国27製油所のうち関東・東北の６製油所が操業停止して、全国の精製能力は全体量の約７割へ減じた。精製以下の油槽所については東京近郊を除く東北・関東地方の29か所のうち23か所が停止した。さらに末端の給油所まで被災したことにより、東日本の供給はたちまち行き詰った。海上からの補給をしようにも太平洋側の港湾は軒並み被災していた。（86ページ・図3-8）

しかし、災害に関するガソリン不足に対応した場合について明確な法規定がないため、即座の対応ができない。３月14日、民間に備蓄を義務づけた国内需要の石油70日分を３日分引き下げ、約126万㎘を放出することを発表したが、具体的にどのように被災地へ供給するかについて、具体策はなかった。

その一方で、東京電力㈱は電力の供給が危ういとして、13日午後10時ごろ、首都圏を対象に翌日から計画停電すると発表（16～29日に断続的に東京都の一部で実施）した。すると、たちまち不安が増長して首都圏を駆け巡り、移動の足を確保するためのガソリンをめがけて給油所に走り、給油所に通じる道路には自動車が長蛇の列を成した。不安と長蛇の列は、計画停電中止後も尾を引いた。

いわき市をはじめとする被災地は慢性的なガソリン不足に陥った。（図4-6）

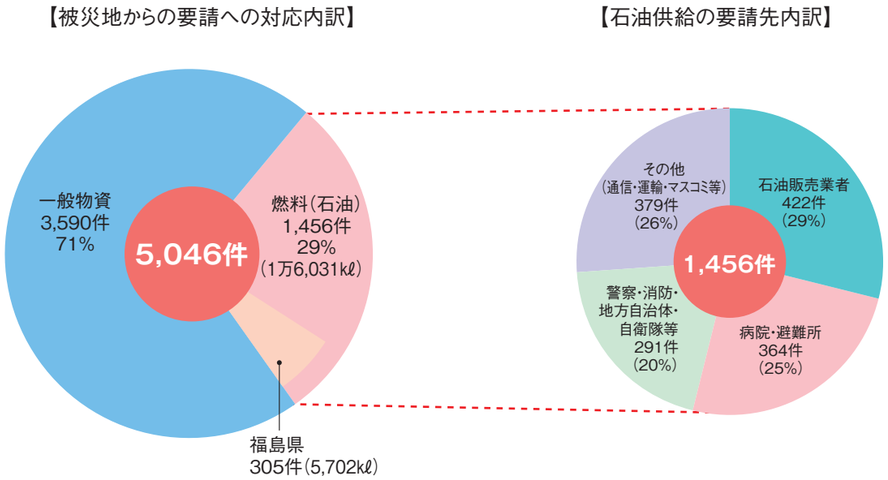

図4-6　被災地からの要請に対する石油を中心とした政府の対応内容
〔資料：資源エネルギー庁のホームページ「化石燃料の現状と課題」から、一部改変して掲載〕

③ 放射性物質飛散の影響で供給がさらに詰まり

３月中旬を過ぎると、ガソリンを供給する施設などが復旧したが、今度は輸送面に支障を来たすようになった。放射性物質の飛散で、いわき市の一部に屋内退避命令が出たことにより、“いわき市全体が危険”という風評が飛び交い、来市を拒否する事態が生じるようになった。

市内を走る新常磐（じょうばん）交通㈱の路線バスは、燃料調達が難しくなったため、15日午後から全面運休となった。

もはや、市長をはじめとした個別的なネットワークを駆使しての要望に頼るしかない状況であった。それは市民向けと同時に、災害対策本部の活動を円滑にするため、緊急災害対応の必要な公用車優先、という切実な思いもあった。

政府は３月16日、いわき市など福島県内４市の市民向けに緊急避難用ガソリンのタンクローリーによる運搬を開始した。前日の市長要請を受けての措置であったが、原子力発電所事故の影響による運転者側の要望で、搬送先は郡山（こおりやま）市までとされた。このため、福島県は自衛隊や福島県石油商業組合などに要請して運転手やガソリン輸送車の確保に努め、市は、急きょ、大型特殊免許や危険物取り扱いの資格を持つ消防職員など20人を派遣し、タンクローリー８台分のガソリンと軽油を市内11か所の給油所に供給したが、市内の全需要からみて不足解消までにはいたらなかった。

３月17日、政府は「ガソリン・軽油等の緊急の供給確保と輸送力強化の抜本対策」を発表した。その主な内容は〔1〕西日本における製油所の稼働率引き上げと追加増産分について東北地方への大量転送　〔2〕タンクローリーの追加投入　〔3〕被災地において重要な拠点サービス・ステーションを指定し、重点的に供給－などであった。（86ページ・図3-8）

具体的な安定供給の確保策として、おおむね３日以内に西日本製油所の在庫のうち５万kℓを関東圏に転送することを石油各社に指示、稼働中の関東圏において在庫の取り崩し、各社へのタンクローリーの提供――などを挙げ、操業停止中の製油所が回復見込みとなる来週後半ごろまで、「今後、数日間が重要」とした。これは燃料供給対策について、初めての具体策であった。大地震から１週間が過ぎていた。

写真4-36　小名浜石油㈱のガソリンタンクから給油するタンクローリー
〔いわき市撮影〕

市長は３月16日から小名浜（おなはま）石油㈱に対して再三石油の公共放出を要請していたが、３月19日、国の指示および県の後押しもあって一般市民にも供給されることが決まり、20、22、24、26日の間、４回にわたってガソリンや灯油、軽油、重油の計2,828kℓが放出され、市内約60か所のガソリンスタンドで市民にも供給された。（写真4-36）

こうしたなか、政府は震災被害地へ石油製品が行き渡るよう万全を期すため、３月21日、民間に備蓄を義務づけた国内需要の石油67日分から45日分へ、さらに22日分引き下げ、約924万kℓを放出（この措置は5月20日まで継続し、翌21日から民間備蓄義務を70日分へ戻した）することを発表した。

前日の措置によって、22日には市内約50か所の給油所でガソリンの販売が行われたが、潤沢にはほど遠かった。

④ ３月下旬にガソリン供給改善へ

３月23日付の『福島民友』は「政府は被災地を優先して供給を強化する姿勢を打ち出し、輸送ルートや製油拠点は回復しつつあるが、一般に行き渡る具体的な見通しは一向に立っていない。タンクローリーなど輸送手段の不足、原発事故の風評が運搬に与えた影響などが指摘されるが、燃料不足が震災後の住民生活や経済を決定的に不便にしており、県民の怒りは爆発寸前だ」と報じている。（写真4-37）

大地震から２週間、少しずつ日常生活を取り戻すためには、ガソリンは不可欠であることがみえてくる。供給する側としては石油自体の総量は十分に確保できたことは関係者共通の認識であったが、その先の輸送手段が大幅に不足していた。風評がこれに輪をかけた状態が続いた。

写真4-37　ガソリンを求めて、自動車が長蛇の列
〔平成23(2011)年３月28日　関彰商事㈱提供〕

３月下旬になると、ガソリン到着が相次ぐ。３月26日には福島県、いわき市、民間事業者が連携して市内給油所に250kℓを供給した。３月28日には、入出港の自粛措置を取っていた小名浜（おなはま）港の大剣（おおつるぎ）ふ頭について供用が開始され、翌日には、約2,000kℓのガソリンを積んだ、民間の大型石油タンカーが、31日にも同量を積んだ別タンカーが、それぞれ入港した。また、JR貨物も被災地への輸送を開始した。

こうして、市内の燃料不足は４月上旬までには解消されていった。（図4-7）

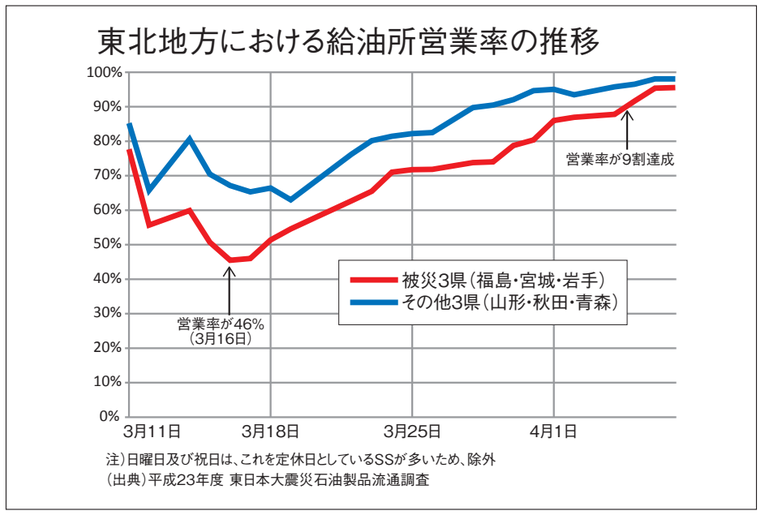

図4-7　東北地方における給油所営業率の推移
〔資料：資源エネルギー庁ホームページ「東日本大震災における燃料供給について」から、一部改変して掲載〕

⑤ 大震災の不備を改善するための法整備へ

東日本大震災は、石油、LPガスなどの供給企業に大きな被害を与えたことから、石油供給体制を見直す契機となった。

震災後の資源・エネルギー動向の変化に対応するため、経済産業省は12月、災害時における石油、石油ガス、天然ガスの安定供給確保を内容とする「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」を策定。法整備に向けて種々検討され、平成24(2012)年９月には「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（災害時石油安定供給法）が公布された。

(2) 物流の回復へ向けて

① 生産停止、交通遮断で極端に商品が品薄

震災後、スーパーマーケットやコンビニエンスストアでは、被災した店舗の復旧作業を進めながら在庫がある限り営業を続けたが、各種の生産工場が被災したうえに、交通が遮断され、また一般の通行も制限されたことから、物流が滞り、３月15日ごろからは、ほとんどの小売店が営業できない状態となった。（写真4-38）

写真4-38　陳列棚から消えた日用品
〔平成23(2011)年3月12日　いわき民報社提供〕

救援物資は徐々に市内へ届くようになったが、通常の物流が回復せず、一般家庭に物資が行き渡らない状況に陥った。スーパーマーケット、小売店などにおいては、生活必需品などを買い求める人で長い行列ができるなど、震災により引き起こされた物資不足は、市民生活に大きな影響を与えた。

市内および近隣の食品製造業者や小売業者などの被害が甚大で、かつ被災した地域が広域であるため、交通網の遮断によって流通在庫を融通し合う機能が十分に果たせず、量が確保できなかったことが、品不足となった大きな要因となった。加えて、放射性物質の飛散による風評が過剰な思い込みを生んで、いわき入りしなかったことが事態を一層深刻にした。（表4-4）

表4-4　小売店の営業状況

区分 / 月日	スーパーマーケットの主な営業状況	コンビニエンスストアの営業状況	備考(福島第一原子力発電所事故に係る状況など)
3月11日(金)～14日(月)	・マルト16店舗 ・イトーヨーカドー平店 ・イオン（旧サティ） ・ヨークベニマルの数店舗 など	市内全域で通常営業としていたが、物流の悪化に伴い、次第に閉鎖店舗が増加	・３月11日=半径３km圏内の避難、３～10km=屋内退避 ・３月12日=半径10km圏内の避難⇒20kmに拡大
3月15日(火)			・半径20 ～ 30km圏内の屋内退避
3月16日(水)	・マルト５店舗 ・イトーヨーカドー平店 など	市内全域で閉鎖	
3月26日(土)	・マルト11店舗 ・イトーヨーカドー平店 ・ヨークベニマル内郷、勿来江栗店 ・タウンモールリスポ ・ラトブ ・エブリア　など	・ローソン16店舗 ・セブンイレブン34店舗 など	ダイユーエイト（５店舗）などのホームセンター、小規模な食料品店、飲食店、理容店なども順次、営業を開始

② 物流の再開へ向け、生産再開、道路開通

このような深刻な状況の一刻も早い事態改善を市長が片山総務大臣に訴えた結果、海江田経済産業大臣を通じて業界団体に働きかけがなされ、また通行が規制されていた常磐自動車道いわき中央IC－水戸ICで上下線の道路復旧工事が完了して、21日から一般車両の通行が再開されたこともあって、閉店していた市内全域のコンビニエンスストアが３月22日から徐々に再開するようになった。

また、市では、スーパーマーケット、小売店などが再開する目途がつくまで、公民館などで市民へ支援物資を配布（91、168、169ページに記述）するなどの対策を取った。

その後、震災から２週間が経過すると物流が回復しはじめた。

３月25日付の『福島民報』は「東日本大震災の発生から二週間となり、県内のスーパーマーケットなどでは、棚に並ぶ食品などの商品数が少しずつ増え始めた。道路網やメーカー工場の復旧が進んだためとみられる」と報じている。

３月28日ごろには、営業時間の短縮などを余儀なくされながらも、大部分の小売店が再開した。

また、郵便事業についても、集配がストップしていたが、総務省などへ働きかけたことにより、３月25日ごろから配達が再開。全般にわたり市内の物流が正常化に向かった。

5　水、電力、交通機関、通信などの復旧

(1) ２度の断水を克服して上水道を復旧

① 復旧を遅らせた放射性物質の飛散と風評

３月11日に起こった大地震では、水道施設の被害は甚大だった。浄水場から配水池への送水管と配水池以降の幹線管路で漏水が多発したことから、市内のほぼ全域で、約13万戸が断水する事態となった。（写真4-39、図4-8）

写真4-39　水道管の損傷で漏水が多発
〔市水道局撮影〕

水は市民生活に欠かせないものであり、水の確保が復旧へ向けた最優先課題となった。

市水道局では、震災直後から24時間体制で復旧・給水作業を開始した。翌12日から14日にかけて送水系の基幹管路の復旧作業を完了し、配水池への送水を始めた。13日からは、順次配水可能となった配水池から段階的に配水を再開し、市立総合磐城共立病院などへ通水した。

写真4-40　平体育館で実施した給水
〔３月12日　市水道局撮影〕

また、震災直後ただちに給水所を設置するとともに、いわき管工事協同組合やいわき管友会、ボランティアなどの協力により、給水車などによる拠点給水を行った。（写真4-40）

その一方で、いわき管工事協同組合の協力や全国から水道事業体の応援を得て、早期の復旧をめざそうとしたが、福島第一原子力発電所の事故に伴い、

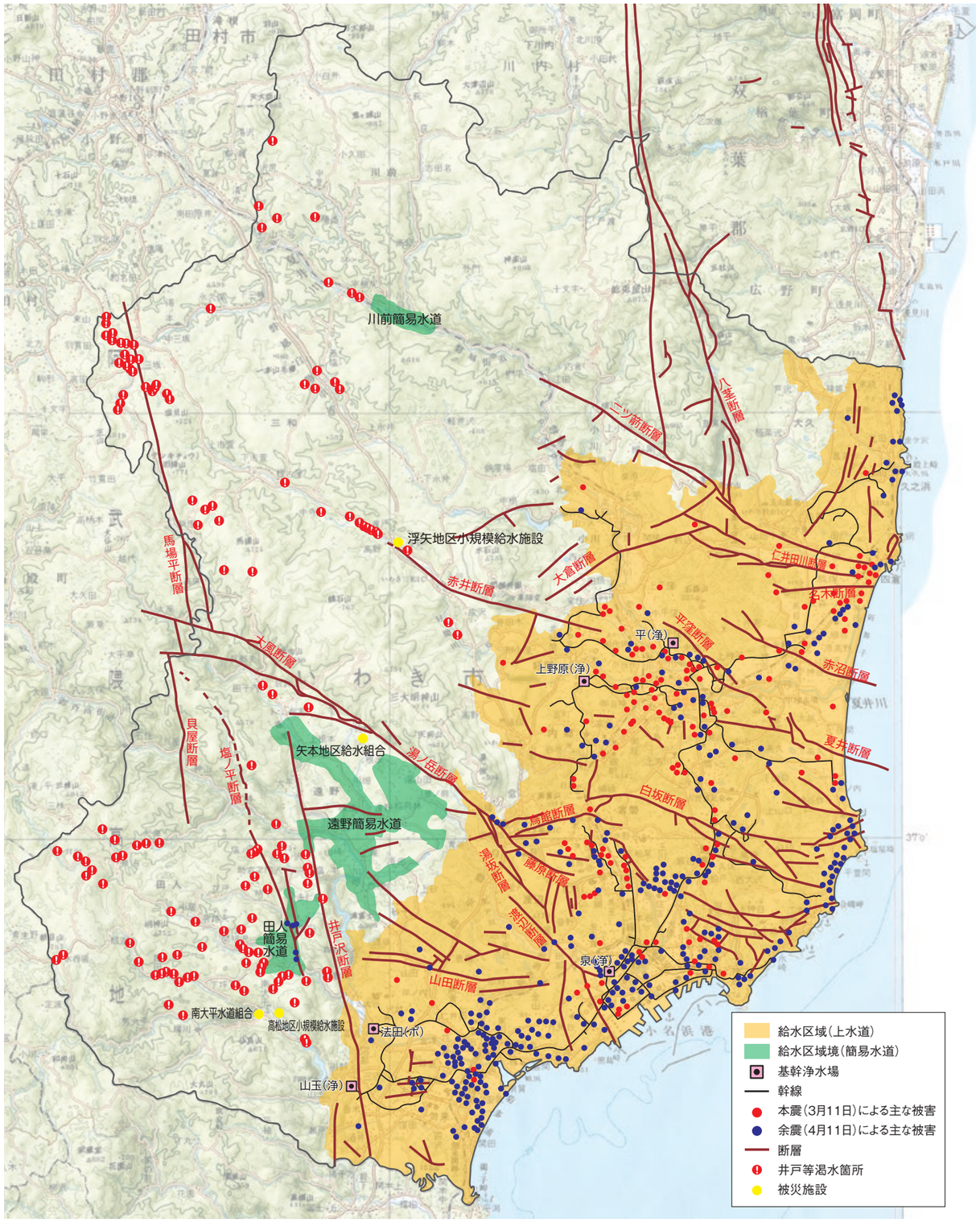

注）　断層位置については、『土地分類基本調査図(平成５年)』を基に、これまで明らかでなかった塩ノ平断層を加えた。

図4-8　東日本大震災における上水道配水管の被害状況および上水道区域外の生活用水被害状況

〔1：200,000地形図〈原寸×0.95〉　白河（平成18年修正）　国土地理院発行〕

いわき市の一部を含む福島第一原子力発電所から30km圏内に屋内避難の指示が発令され、またいわき市全体が避難に及ぶような印象で報道されたことが早期復旧を妨げた。

早期復旧が妨げられた要因としては、三つの事項が考えられた。

一つには、輸送路が地震被害に伴う道路の破損などで通行が一部妨げられ、加えて放射性物質による汚染を懸念して、資材を運搬するための自動車がいわき市入りしなかったこと（水戸止まり）、二つには、期待されていた他自治体・団体からの応援が原子力発電所事故の影響で、早期のいわき市入りを断念せざるを得なかったこと、三つとしては市内業者も被害を受けており、復旧工事が予定どおり進捗しなかったこと、などが上水道復旧を遅らせることになった。

それでも、いわき管工事協同組合の協力のもと、水道局の災害用に備えた資材などでできる限りの応急復旧を進めて、通水率のアップを図った。３月下旬からは課題となっていた３点が解消され、昼夜を問わない復旧作業により、４月10日には97％まで回復した。（図4-9）

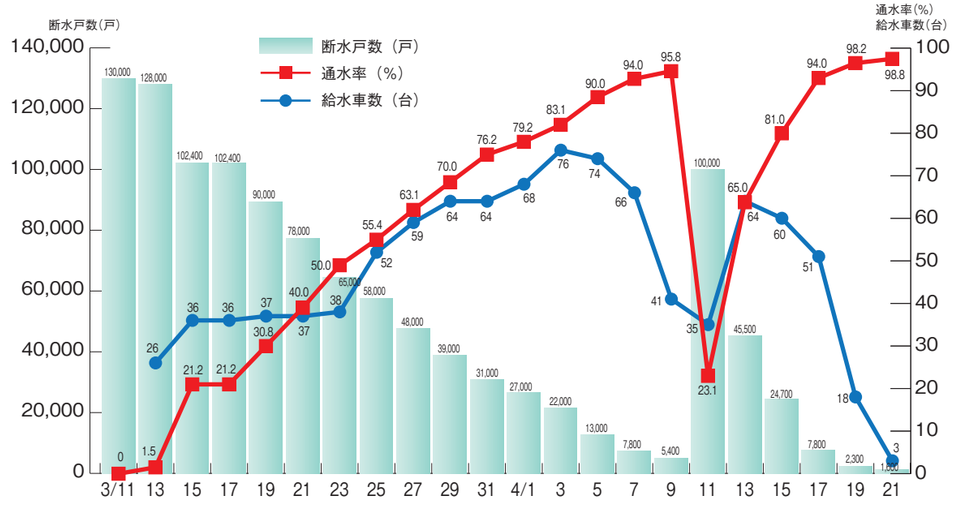

注）震災直後、原発事故の影響で復旧・給水活動が容易に進まなかった。

図4-9　震災後の断水戸数および通水率、給水活動状況

12 震災の記憶

兄弟都市の力で、是非にも強力な支援を

柳田利夫 氏、増田竜也 氏、甲斐雄一 氏

（宮崎県延岡市上下水道局水道課）

延岡市からの支援を代表して
柳田利夫さん(左)、増田竜也さん(中央)、
甲斐雄一さん（右）

○**甲斐氏・増田氏**＝私たちは３月31日に延岡市を出発し、４月７日まで小名浜地区で給水活動を実施しました。

○**柳田氏**＝私は第１陣だったので、３月24日に給水車で延岡市を出発し、３月26日にいわき市に到着、４月１日の朝まで給水活動を行いました。

実は、３月14日に延岡市を出発した幻の第１陣がありました。震災翌日の３月12日に東京の日本水道協会

から九州の協会に対して、被災地への救援に係る要請があり、被災地への救援について希望をとった時、井ノ上と福田というものが、真っ先に手を挙げました。

課長からは、被災地で生活するためのキャンプ用品を調達するよう指示され、テント、寝袋、ガスコンロ、カップ麺などをホームセンターでつけ払いで購入し、給水車に積んで、二人は延岡市を出発しました。３月15日には、静岡県の御殿場に到着しましたが、そこで協会側から福島原発の事故が連続して発生したことや交通事情等で責任は持てないと言われ、苦渋の決断の末、３月17日に延岡市に戻ってきたのです。

その後、井ノ上は第４陣として４月14日から20日まで給水活動を実施しました。福田は給水活動ではなく、り災関係の応援でリベンジしました。

○**甲斐氏**＝宮崎県では、口蹄疫や鳥インフルエンザ問題で、全国から多数の支援をいただきました。幸いに延岡市では口蹄疫での牛の殺処分はありませんでしたが、宮崎県全体で対応しました。延岡市の職員全員も交代で、殺処分を経験しています。今回の支援で辛いと思ったことはありませんでした。

○**甲斐氏・増田氏**＝辛いといえば、給水活動が朝早かったので、起きるのが辛かったことぐらいでしょうか。３月31日にいわきに着きましたが、余震がまだ多かったので多少不安はありました。宿泊していたいわき平競輪場では、50人以上の大部屋でしたので、睡眠が取りにくかったです。

○**柳田氏**＝課長からの指示で、ホームセンターで購入したキャンプ用品一式を持って行ったのですが、来てみると思った以上にギャップがありました。食事は、昼と夜はお弁当を出してもらい、朝は、途中から市役所の近くで食べさせていただきました。

被災地であるにもかかわらず、いわき市さんの配慮や準備の良さに、申し訳ないという気持ちがありました。逆の立場だったら、果たして私たちはこのような対応が出来るのだろうか、とも考えました。

私の場合、給水活動の場所は主に小名浜や江名地区でした。給水の順番待ちでは、皆さん列を乱したりせずきちんと順番を待っていました。また、小名浜の港ヶ丘では区長さんが住民をまとめてくれました。30分から40分待たれるのですが、誰も文句を言いませんでした。

写真4-42　延岡市の応援による給水活動
〔３月27日　延岡市提供〕

私たちが逆にいわき市の人から「がんばってね」とか「ありがとう」とか励ましの言葉や、清涼飲料水やお菓子もたくさんいただきました。日本人の心を感じました。

また、４月11日の大規模余震のとき、私は延岡市に戻っていたのですが、電話のやり取りで、ほぼ復旧していたいわき市の水道が、また断水したことを聞きました。その後３月の震災のときよりも早く復旧出来たというのを聞いて、水道の団結力を改めて感じました。（写真4-42）

○**増田氏**＝給水活動に行った私たちを、いわき市がサポートしてくれたので感謝しています。いわき市でホープという雑誌をみました。いろいろな観光地などが掲載されていたので、今度は観光で行きたいと思います。

○**柳田氏**＝勇気付けられて帰ってきました。日本人、いわきの人たちのすごさを感じました。辛抱強さ、団結力、共助を感じました。また、日本はまだまだ大丈夫だと感じました。世代間で継いできた賜物であり、目には見えない脈々と続いている日本人の絆を感じました。

いわき市に着いたとき、初めて行った所なのに、なんとなく延岡市に似ている雰囲気を感じ、兄弟都市の縁だなぁ、と思いました。

これからも交流を続けていきたいです。困ったときの兄弟ですから。

（平成24年3月取材）

② 誘発地震で生じた大規模断水を、総動員で復旧

４月11日には、いわき市南部を震源地とする震度６弱の直下型地震が発生した。この地震では、市南部にある泉浄水場、山玉浄水場などの浄水施設やポンプ場などの配水施設が停電により一時稼動できない状態となり、また市内全域で基幹管路に漏水が多発したため、ふたたび約10万戸が断水となった。（図4-8）

“あと一歩で復旧”というところまでこぎつけた時点の被害であっただけに、関係者の表情は暗く、疲労感が広がった。加えて翌日にも震度６弱の地震が発生した。

しかし、４月に起こった誘発地震後の対応は３月の地震時とは大きく異なっていた。３月は原子力発電所事故の影響から応援人員や応急資材などの確保に苦慮したが、４月の地震発生時には、それらの課題はすでにクリアできていたことから、地震直後から総動員で復旧に取り組むことができた。

また、３月の経験を踏まえ、迅速に応急給水体制を整備し、対応するとともに、計画的、効率的に復旧工事を進め、通水区域を広げていくことができた。

大規模誘発地震10日後の４月20日には通水率が98.8％に達し、津波や地すべりの被害で復旧が困難な地域（1.2％、約1,600世帯）を除き市内ほぼ全域で復旧が完了した。未復旧となっている被災地域については、道路整備など、地域全体の復旧作業と連携しながら作業を進める方針とした。

③ 給水活動

水道施設の復旧作業を急ぐ一方で、未給水区域への給水や緊急時に備えた医療機関への給水は大きな課題であった。

大地震直後から、病院への巡回給水や非常用地下貯水槽による応急給水活動を開始。翌12日からは、市内各地に給水所を設置するとともに、風船式給水槽による避難所への給水活動を開始した。（写真4-43）

写真4-43　市内各所に給水所を設置
〔３月　市水道局撮影〕

しかし、断水発生からしばらくの間は、給水車を動かすためのガソリン不足や風評被害により限られた車両や人員で対応をせざるを得ず、給水要請などに十分に応えられない状況が続いた。

その後、３月下旬には全国各地の水道事業体や自衛隊などの支援を得られるようになって、より多く場所で給水活動が可能となった。最も多い時で給水所の開設は55か所。当初の予定よりも早く給水を復旧することができた。

なお、全国からの水道関係応援人数については、給水活動が給水車延べ549台、約1,300人、復旧活動は５団体約1,061人に及んだ。

④ 小規模給水施設や井戸などの復旧

市内中山間地域の水道給水区域以外においては、３月11日だけでなく、特に４月11日発生の誘発地震によって水源枯渇や施設破壊などによって生活用水が絶たれた。（47ページに記述、154ページ・図4-8）

復旧には多額の費用が要することから、市は既設の小規模給水施設整備事業を拡充。遠野町、小川町、田人町では復旧工事が進められ、それぞれ通水を果たした。

また、家庭飲用の井戸や沢水なども広範囲にわたって水源枯渇、施設被災の状況が生じたことから、11月に復旧経費の一部を補助する制度を新たに設けた。この制度を利用して復旧工事が行われたのは、田人町、三和町、遠野町、川前町など約180件に及んだ。

(2) 下水道、電力、都市ガス、通信の復旧

① 下水道

メインの北部、中部、南部の浄化センターは被災したものの、応急復旧により中断することなく処理を継続しており、平成25(2013)年3月に本格復旧を予定している。

下水道施設については、津波被害を受けた久之浜(ひさのはま)ポンプ場は土地区画整理事業などの復興事業の整備にあわせて再整備を行い、これ以外の施設については一部を除いて、平成24(2012)年度末までには本復旧を予定している。

② 電力

東北電力㈱いわき営業所によると、３月11日の地震発生直後、市内各地で２万670戸が停電となった。さらに、４月11日の大規模直下型地震にはふたたび停電となった。その戸数は、市内ほぼ全域にわたる19万9,731戸であった。

この事態に対し、同社では地震発生直後より、県内外延べ9,237人の応援体制で復旧作業を進め、３月の本震では、津波で流出した箇所を除き１週間以内に復旧し、４月の誘発地震では翌日の12日までに、市内全地域で停電を復旧させた。(写真4-44)

なお、津波や土砂崩れなどによる直接の被害箇所については、がれきや土砂の撤去が広範囲におよび一定期間を要したが、震災発生から48日後の４月28日までに、市内全域で復旧させた。

写真4-44　復旧工事を急ぐ（小名浜）
〔３月　東北電力㈱提供〕

③ 都市ガス

３月11日の地震では、ガス管破損によるガス漏れなどが発生したことから、常磐共同(じょうばんきょうどう)ガス㈱管内で、常磐・内郷(うちごう)・好間(よしま)地区の１万4,572戸が、常磐都市ガス㈱管内で錦(にしき)地区の646戸がそれぞれ供給停止となった。また、東部ガス㈱管内で平(たいら)地区の91戸について、一時的にガスを停止する保安閉栓措置を取った。

都市ガスの復旧にあたっては、配管が地中に埋設されていることや、各家庭内ガス器具の個別点検が必要であることに加え、原発事故の風評被害で資材の調達が難しくなったことから、復旧までにかなりの時間を要したが、地滑りなどの被害が大きい一部地域を除き４月20日ごろまでには復旧した。(写真4-45)

また、各事業者は、都市ガスを利用できない間の生活が少しでも改善されるよう、卓上カセットコンロの貸し出しや小型ガスボンベの無償提供を行った。

写真4-45　ガス管の修繕工事（常磐下湯長谷町）〔４月15日　常磐共同ガス㈱提供〕

④ 通信

大地震直後、安否確認などの通話が集中したことから、緊急通報などの重要通信を確保するため、ＮＴＴ東日本は最大で90％、携帯電話・ＰＨＳ各移動体通信事業者は最大で70～95％とそれぞれ通話規制を行った。また、停電などで固定電話の交換局や携帯電話基地局が停止したことから、市内全域で電話がつながりにくい状態が続いた。

ＮＴＴ東日本福島支店によると、県内では、震災当初光回線（音声通話・インターネット）の約７万回線、その後加入電話約４万回線が不通になったが、加入電話を含め、震災発生から１週間後の３月18日には、津波被災地域を除いた市内ほぼ全域で復旧した。

携帯電話などについては、４月末までに一部の地域を除き震災前とほぼ同等レベルまで回復した。なお、各通信事業者は、被災者の通信手段を確保するため、災害用伝言サービスの運用や避難所への無料特設公衆電話の設置、移動基地局車の配備などを行った。

(3) 医療機関の復旧

① 災害拠点病院としての市総合磐城共立病院

ア　入院、救急患者への対応

地震発生後、市立総合磐城(いわき)共立病院は、建物被災を受けたが、その一方で、ただちに院内に災害対策本部を設置。入院患者を屋外退避させる一方で、病棟被害の確認など、入院患者の安全確保に努めた。(写真4-46)

その後、同院では、電気・水道・ガスの主要ライフラインが３月14日までには全て復旧したが、原発事故の影響により、避難区域の更なる拡大が懸念された。このため、同院は、市消防本部などを通じ、市外の病院へ転院搬送するための救急車や防災ヘリ、自衛隊ヘリを確保。NICU（新生児集中治療室）や小児科、産婦人科など放射線の影響を受けやすい患者、退避にあたり困難が予想された人工呼吸器装着患者などを搬送する際には、搬送先まで同院の医師や看護師が同行した。

一方で、同院は、診療機能が停止・低下した医療機関から重症入院患者の受入や震災で受傷した救急患者の受入を積極的に行ったほか、市医師会と連携し避難所への巡回診療を行うなど、医師や看護師など職員総動員で、市民の生命と健康を守るため、地域医療最後の砦としての使命を果たし、また本市唯一の災害拠点病院としての役割を維持した。(写真4-47)

写真4-46　昼夜を分かたず、災害拠点病院としての役割を果たす、市総合磐城共立病院
〔３月21日　市立総合磐城共立病院撮影〕

写真4-47　市立総合磐城共立病院医療スタッフが避難所の巡回診療を開始
〔３月13日　市立総合磐城共立病院撮影〕

イ　外来患者への対応

市立総合磐城(いわき)共立病院は、原発事故による物資不足や、地震、津波により被害を受けた緊急を要する患者への対応のため、緊急を要しない外来診療や定期手術を一部制限した。また、市内医療機関の休診や調剤薬局の休業が相次いだことにより、同院以外の医療機関をかかりつけとする多くの患者が薬を求めて来院したことから、通常は院外で処方する薬を院内での処方に切り替えた。また、市薬剤師会や病院の門前薬局に開